

# 絶えゆくものもの研究

—「女川飯田口説」を中心に—

阿部 真貴

はじめに

二十年後、伝承が途絶え、聞くことができなくなるものは数多くあるのではないだろうか。

そのようなもののひとつに「女川飯田口説」がある。

「女川飯田口説」は、宮城県や岩手県を中心に写本が残っている口説だが、口承としては、現在すでにほとんど聞くことができないう状況にある。

口承としての「女川飯田口説」は、楽器を伴わない独唱形式という特色がある。写本の筆者から、芸能者が伝えたのではなく、庶民のものだったと考えられる。

宝暦二年に起きた通称「女川騒動」という事件を基にしてつくられたこの口説は、戦前までは広く語られていたが、その後は衰退の一途を辿り今に至っている。

この口説の研究を通して、口承が絶えゆくものもの研究の一方を考えたというのが本稿の趣旨である。

## 一、「女川騒動」と「女川飯田口説」

### I. 「女川騒動」

「女川騒動」は、前述の通り「女川飯田口説」のモデルになった事件だ。まずは、史実を紹介していきたい。史料として『飯田能登横死之巻荒井加右衛門退役願葛西川島一件并賞罰録』(以下「飯田能登横死之巻」<sup>(1)</sup>)や『仙台藩刑罰記』<sup>(2)</sup>といったものがある。そこからわかる事実を述べていく。

事件発生は宝暦二年四月七日夜八時半頃、伊達藩御一族飯田家当主、飯田能登道親に、その家臣日塔喜右衛門が斬りかかった。その状況から、寝間まで押し入ったと推定されている。その後喜右衛門は、飯田能登の妻せつを連れて逃亡した。

せつは二十六歳、喜右衛門は三十一歳。飯田能登は三十九歳だった。

翌朝能登は死亡する。

飯田能登の受けた傷は『飯田能登横死之巻』に記されており、

次の通りである。

能登死体太刀疵の様子左に相記申候

一．向豎疵四寸程深手

一．右の方鬢際より横わき疵式寸五分程幅壹寸余

一．後右の方より月額際豎疵二寸余深手

一．左の肩豎疵五寸余至つて深手

一．右の肩豎疵三寸程

一．右の方大指豎に真半分割落、残り四つ指先切れ落ち申候

一．左の左手首切り落としこれ無く候

一．右の方膝脇内の方筋違疵壹寸程薄手

一．右の方高股筋違疵三寸程

一．右の方膝口疵丸くそぎ落ち申候

右太刀疵十カ所の内、深手三ヶ所、其の外七カ所段々不同に相見得申候。右深手の様子にて相考え申候えば、寝間迄押し込み打ち倒し申候様子に相見得申候。欠落の者御僉講成し下され度、男女共両人の人像書別紙式通指し添え、<sup>3)</sup>如斯相達し申し候。

この記録について、七日につけられた傷を十五日の夜中、つまり八日後に調べたため、必ずしも正確とはいえないという但書が添えられている。また、能登の脇差についての報告もあり、血のあとがあったということから、喜右衛門も多少の傷をおつたものと推測される。

さて、逃げたおせつ、喜右衛門を追うために、密告者には褒

賞金が出された。『吉田大肝入文書』<sup>4)</sup>によると、口説にも登場する藤七が受け取ったのが最高額で一金二分だった。

捕縛の詳しい日付や場所は『仙台藩罰記』に「(前略) 於南部右両人召捕(後略)」とあるのみで、書かれていない。だが、先に述べた褒賞金に関する記述が九月十五日であることから、それ以前ではないか、という推測が成り立つ。捕縛地は釜石説と川井村説があるが、記録は残されていない。

『仙台藩刑罰記』によると同年十月二十九日、事件の関係者に対する処分が決定している。喜右衛門とせつに対する処分は次の通りである。

飯田能登家来凡下二被相落

於七北田磔

日撓喜右衛門

札之辻ニおゐて三日晒竹鋸ニ而挽之士丁市中引晒 右之者、家柄譜代之家来として主人之妻に密通する而已ならず、主人を弑し女を伴ひ出奔する之状、無類之重科ニ依而右之通被相行候事。

飯田能登妻凡下二被相落

於七北田磔

せつ

右之者、家柄として家来日撓喜右衛門に密通する而已ならず、同人夫を殺害する場に立合、直々従へ出奔し、無類之重科ニ依而右之通被相行候事。

他、せつの兄である大塚伊豆幸頼、事件の報告の遅延などによつて家老など、計十四名に処分が下っている。飯田家は伊達

藩御一族の位を失つて一番座となり、知行も半身代とされたが、おとり潰しは免れて能登の息子左門胤親が跡目を継いだ。

宝曆七年、二人の菩提寺である江林寺に法名が届けられたことが過去帳からわかるが、それによると、処刑は十一月三日となっている。喜右衛門の処刑日については、『永井村史抄』や、『女川飯田口説』を基にして創作物語を書いた横道廣吉氏は、三日晒しの分を足し、十一月六日としている。

その後、おせつ地蔵など、いくつかの慰霊碑が建立された。

## Ⅱ. 「女川飯田口説」

「女川飯田口説」のあらすじは、八月十五夜、奥州桃生郡女川村の領主、飯田能登が、妻のおせつと家臣の日塔（新藤）喜右衛門（喜右門）に殺害されるといふ事件が発生する。その事件までの経緯から犯人処刑までを描いている。そして現存する写本の多くには飯田家のその後が語られている。五段構成の『奥州桃生郡女川くどき』に従って紹介していくが、異本で差異があるときなどは注を付することとする。

一段目は、人物紹介や事件の舞台となる女川屋敷の様子、事件の背景などを語る。

事件の被害者、飯田能登は、好色かつ怠惰な人間であった。彼は仮病をつかって仙台詰めを逃れ、女川屋敷にて見目の良い女は見境なく集めてきて困い、その女達に杓をとらせたり、舞わせたりして毎日唄酒盛りの日々を過こしていた。

その妻はおせつといい、年は二十二歳で、夫に省みられることもなく、毎日を寂しく過こしていた。彼女は飯田屋敷の御用人役である二十九歳の日塔喜右衛門に心を寄せ、「なんと喜右衛門徒然でないか」と声を掛ける。驚いた喜右衛門は、頭を地に付け「わしらがご奉公で是非なき者よ」と頼む。しかし、おせつの熱烈なアプローチに次第に心を動かされ、二人は恋仲となる。

八月十五夜、飯田能登は酒宴をする、おせつは独りきりだった。そこで喜右衛門に「今宵忍べ」と文を出す。それを見た喜右衛門はおせつの元へ行く。そして二世三世の誓いを交し合った後の子の刻、別れを惜しみつつおせつの寝間から出て、表廊下を忍んで行くが、表座敷でうたた寝をしていた飯田能登がその足音を聞き、不審に思い追いかける。喜右衛門は刀を抜き飛び掛る。能登も重代の刀を抜いて応戦する。喜右衛門劣勢と見たおせつは長刀を持って助太刀し、ついに二人は飯田能登を殺してしまふ。呆然とする喜右衛門を叱咤し、刀を能登のものと取り替えさせ、夜に紛れて逃げ出す。

二段目は、翁倉山に登ったところから始まる。そこで喜右衛門は心中をすることを提案するが、おせつに止められ、二人で逃げることを決める。その後は逃走中の様子が語られる。途中で喜右衛門が刀の鞘を落とし、藤の蔦を鞘の代わりにするエピソードや、路銀が尽き、おせつが櫛・笄を喜右衛門に売りに行かせて金を作るという話が語られ、気仙沼に着くところで二段

が終わる。

三段目は気仙沼からの旅路である。唐桑まで渡るための交通手段として船を選んだ二人だったが、船頭に船賃をゆすりとられる。また、再び路銀がつき、今度は喜右衛門が能登の重代を売るのが、刀を持ち込まれた茶屋の主人は、鞘がないことを理由に二束三文に買い叩かれる。そんな困難を経て、高田の藤七宅へとたどり着く。藤七は、二人を不憫に思い、匿うことを約束するが、高田と女川は近いので、南部藩へ抜けることを提案、二人を南部釜石の仁助宅へ案内して行く。

四段目は、主人を殺された女川屋敷の様子や、同心・小人が派遣され、二人の消息を掴むために歩くさまなどが語られ、そして藤七宅へとたどり着く。役人は藤七を金で買収し、釜石まで案内をさせる。仁助夫婦の脅しに屈さぬ様子を二階から見ていたおせつと喜右衛門は覚悟を決め、追っ手と一戦する意気込みで鉢巻と襷の姿で役人の下へと降りて行く。しかし追っ手に道理を諭され、ついに捕縛されるのである。仁助夫婦とおせつは涙ながらに別れを惜しんだ後、おせつは駕籠に、喜右衛門は馬に乗せられ、引かれていく、というところまでが四段目である。

五段目は護送の様子を語る。仙台に向かう途中、利府でおせつは喜右衛門と最後の面会を願ひ、許される。おせつは、人は死に恥が大切なものだから未練卑怯な心をもつな、と喜右衛門に言う。そして、短い面会を終えた翌日の評定の場で、おせつは

能登を殺したのは自分だけの罪だと喜右衛門を庇ひ、喜右衛門も同様におせつを庇う。二人は処刑されることに決まる。「是を見る人聞く人かたは、哀れ不憫のえがふの聲は、谷にひびきて殊勝に聞こえ」という周囲の同情も描かれ、ついに二人は刑に処されるのである。さて、一方飯田家は知行を半身代とされる。そして「君の恵みはありがたや」<sup>(10)</sup>で長い物語は終わるのである。<sup>(11)</sup>

## 二、先行研究と資料

### I. 先行研究

「女川飯田口説」の研究は一九九四年以来ほとんど進められていない。

一九九四年は、おせつと喜右衛門、飯田能登道親の菩提寺の江林寺で二五二回忌法要がとり行われた年だったということが<sup>(12)</sup>あり、特に活発に活動していたらしい。郷土史家や「女川飯田口説」に興味を持った人々などが集まって研究会も開かれるなど、活発に研究や調査が行われていたが、研究報告としてはまとめられていない。そのため、一九九四年に刊行された『女川飯田口説』<sup>(13)</sup>考の「研究」の章が先行研究として紹介することができるといっても過言ではないという状態である。特に所収の「女川口説の伝承誌」(川島秀一氏)は、テキストの調査報告、伝承の報告なども詳しい。

## II. 文献資料

「女川飯田口説」の詞章を知ることができる資料は、テキストと視聴覚資料が主である。ここでは写本を除く刊行本（出版されているもの）と個人製作（出版されていないもの・配布を目的につくられた本など）を紹介する。

刊行本

- ① 「女川口説」（『郷土の伝承・第二輯』宮城県教育会編 一九三五）
- ② 「風流女川口説」（『永井村史抄』一九八二）
- ③ 「女川飯田口説」（『雪国の春』第二号 一九七八 奥村幸雄氏による江口家蔵本の翻刻・補訂）
- ④ 「女川飯田口説」（『北上川下流地域 歴史の夜話』紫桃正隆 一九八二）
- ⑤ 「女川飯田口説」（『女川飯田口説』考 一九九四）
- ⑥ 「女川飯田口説」（『北上町史』北上町史編纂委員会編 集 二〇〇五）

個人製作

- ① 「風流女川口説」（星榮三郎氏 写本I類⑦を写）
- ② 「女川口説」（平成一年 木村正継氏）
- ③ 「女川（飯田）口説」（平成二年 堀田春子氏）
- ④ 「女川（飯田）口説」（平成六年 武山梅芳氏）

「女川飯田口説」の詞章を全文掲載しているものはこちらに挙

げた通りだが、一部抜粋したものなども多く見られる。

## III. 視聴覚資料

音楽的な要素を知る資料は、カセットテープと採譜資料がある。

カセットテープは二種あり、昭和五十年に亡くなった千石恒雄（雅号 樂山）氏のもの、武山武志氏の語っているものである。両者共にほぼ同じ節遣いをしている。

また、昭和後期に民謡として復活させようという動きがあったというので、「民謡 女川口説」というカセットテープがある。しかしこれは、三味線などの楽器を伴い、節遣いもまったく異なるため、本稿では「女川飯田口説」の視聴覚資料には含めないことにする。

採譜資料は『東北民謡集』<sup>(14)</sup>に収められている四種の譜面と澤畑庸子氏<sup>(15)</sup>による譜面がある。

この資料で注目すべきは、譜面から分かる節はそれぞれ異なっているという点である。このことから「女川飯田口説」を語った人々はそれぞれにオリジナルの節回しをもって語っていたのではないか、ということが推測できる。

## IV. 写本

「女川飯田口説」の写本は、前述の通り川島秀一氏が詳しいご報告をされているので、各写本についてはそちらをご参照頂

きたい。<sup>16)</sup> 本稿ではその報告と筆者の調査を合わせて、写本の分類を試みた。

「女川飯田口説」の写本は現在十三種報告がある。まずは書き出しの詞章「色は思案の外とは言へど」「空は晴天雲らぬ御代に」のどちらに該当するかによって分類をした。その結果が次の通りである。

写本Ⅰ類（色は思案型）

- ① 天保十二年本 『女川飯田口説初巻』（気仙沼字角地の菊池家所蔵 江林寺所有コピイのみ確認）
- ② 推定嘉永年間本 『奥州桃生郡女川くどき』（仙台市斉藤報恩会所有・登米郡根川深村奥書）
- ③ 文久三年本 『飯田口説』（筆者所蔵・奥州南部花巻の奥書<sup>17)</sup>）
- ④ 明治十三年本 『気仙沼に傳わった飯田くどき』（岩手県大船渡市赤崎石橋前の金野家所蔵 江林寺所有コピイのみ確認）
- ⑤ 明治十六年本 『飯田口記（口説の誤記か）』（筆者所蔵・登米郡赤生津村新田上町の奥書<sup>18)</sup>）
- ⑥ 明治二十二年本 『女川飯田口説』 北上町長尾西沢の佐々木家所蔵
- ⑦ 昭和二十七年本 『女川飯田口説』（北上町泉沢 千石家所蔵）
- ⑧ 筆写年不明本 表題欠（山形県白鷹町 江口家所蔵）

⑨ 筆写年不明本 『女川飯田口説全』（北上町 武山家所蔵）

写本Ⅱ類（空は晴天型）

- ⑩ 嘉永三年本 『女川騒動記』（岩手県大船渡市赤崎石橋前の佐々木家所蔵 江林寺所有コピイのみ確認）
- ⑪ 筆写年不明本 『女河くどき』（岩手県大船渡市赤崎石橋前の佐々木家所蔵 江林寺所有コピイのみ確認）

不明

⑫ 昭和十五年本 『女川飯田口説』（北上町泉沢の今野家所蔵 今野家確認のところ所在不明とのこと）

⑫を除く写本については、実際に見ることができていないものを含めて、詞章については確認ができていない。⑫については所在がわからず、詞章も確認できないため、今回の検討対象からは外すことにする。

②の推定嘉永年間本は、男主人公の名を史実に則った「日塔喜右衛門」と表記する。これは、現在確認されている写本の中では珍しい例で、他の写本は「新藤」とするのが一般的である。また、詞章をみると、①③④は、後に述べる前期の詞章を持っているのだが、この②は④と近しい詞章があることも注目すべき点であるかと思う。

明治十六年に書かれた⑤は、Ⅰ類・Ⅱ類の中間に位置する写本である。書き出しの文句が「色と恋とは是悲なき物よ」というもので、これはⅠ類の九句目<sup>19)</sup>「色と恋とは是非なき物よ」と

一致するためにⅠ類に配した。しかし、道行などの観点からみるとⅡ類の道行きとほぼ同じである。しかし、語りおさめの文句は「君の恵みはありがたや く」で、これはⅡ類の「…（前略）後の世督に半進退を／下がり給わる其有かたさ／かたき是を見人聞人ごと／是そ末世の鏡也…（以下 短歌略）」とは大きく異なり、Ⅰ類の語りおさめの詞章と同じなのである。

Ⅱ類に該当する写本について、川島秀一氏は⑩の『女川騒動記』という表題に着目され、読み本としての可能性も示唆されていた。また、筆者も、Ⅱ類の詞章は多くの例とは異なるという点、全体的に短編で道行などに関してもまったく異なっているという点、そして同系の写本の少なさなどから、佐々木家オリジナルの「女川飯田口説」ではないかという仮説を立てていた。また、他の写本の詞章とは違い、七七七七調に整っていないことから、川島氏の説も視野に入れて考えていた。

だが、この明治十六年本の発見によって、写本Ⅱ類の「女川飯田口説」が、Ⅰ類とは別に流布しており、次第にⅠ類の影響を受けて変化していったという可能性が出てきたといえるのではないか。

### 三、研究

#### Ⅰ. 諸本比較

写本の分布状況は、江戸から明治期のものは岩手県、もしくは岩手県境付近に多くあることがわかる。この分布は、②を除

く明治十三年本を境に宮城県に移り始める。

また、「女川飯田口説」は、おせつと喜右衛門が処刑される場面でお互いのことを探すような、所謂泣かせ所ともいえるべき場面が時代を経ると欠落する<sup>⑪</sup>という特徴がある。これは八十七句かけて二人の最後を語りあげる長い場面である。それもまた、②を除く明治十三年以前のものに共通して存在するのである。

もうひとつ、明治十三年本が境になっているものがある。語りおさめの詞章である。

先に少し触れているが、語りおさめは「飯田家の処分など…前略）君の恵みは有難や」というものと、「君（公）の恵み有難ければ／五穀成就安全に（末繁昌ト）／弓は袋に治まりければ／（千秋万歳ばんくぜい）／目出度カリケル次第也（目出度かれ共中々に）／（申斗りハなかりけり）」という二種に大きくは分けられるが、これも②を除く①③④の写本に共通するのである。

②の写本の来歴は、斉藤報恩会でも現在ではわからないという。そのため詞章から検討してゆくほかはないのだが、この写本と⑥以降の詞章はよく似ているように思われる。

それが良くわかるのはおせつ・喜右衛門の処刑の場面だろう。②を除く前期の写本では、処刑される日を「すでに其年霜月下向」とするが、⑤から⑨では「頃は霜月三日の事よ」と史実を踏まえた詞章に変化しており、処刑の場面も二十四句と三分の一ほどと少ない。

これらのことから、この口説のつくられた場所についての仮説を立てることができるのではないか。

初期の写本の分布や場面の有無という問題とともに、スキヤンダルの舞台が伊達藩の御一家である飯田家<sup>(21)</sup>だということ、嫁いだとはいえどもおせつは同格の家柄である大塚家当主幸頼の義妹である。そのような家柄の人間を実名で登場させて口説をつくりあげるといふことは、事件の舞台だった女川村では難しかったのではないか。むしろ直接関係の少ない捕縛地である南部藩、もしくはその近辺で成立し、二人に縁のあった人々などによって時間をかけて広まったのではないかと考える方が自然だと思う。

このような仮説をたてたけれども、それを立証する資料はまだ発見されていない。今後、新資料の発見を期待するのみである。

さて、写本を比較検討したとき注目すべき問題点としても、ひとつ、⑦と⑧の写本が同筆の可能性があり、ということが挙げられる。

崩し方や異体字の使用箇所的一致、筆跡の類似だけでなく、一丁の行数が一定でないこと、口説の最後に「終り」と書く、などといった点で、同筆もしくは元本と写本といった、深い関係性が察せられる。

だが、千石家と江口家には一面識はないということは調査の際に確認できている。では、なぜそのように近い関係の写本が遠く離れた地で発見されたのか。

替女の影響ではなかったか、という仮説をたてることができ

る。なぜなら、江口家が替女宿であり、替女の歌ったものを書き留めたという写本が当家には残っているのである。

替女と蚕の関係は良く知られているが、江口家のある山形県西置賜郡にも蚕桑（こくわ）という地名が残るように、養蚕が盛んな地であり、一方宮城県旧桃生郡北上町（現石巻市）もまた、養蚕を行っていたのである。

どちらも養蚕にゆかりの深い地であること、さらに千石春美氏の「芸能者」が来ていたというお話から、替女がその写本を運んだ可能性が考えられるのである。

しかし、一九九四年十二月十三日の三陸新報の川島秀一氏による記事には、小林ハル替女は「女川飯田口説」を知らなかったということが書かれている。小林ハル替女の記憶力のすばらしさは周知のことだ。よって、一般的な替女口説ではないのだろう。

その一方で小林ハル替女の「身毒丸」の節と千石恒雄氏の「女川飯田口説」の節がよく似ている<sup>(22)</sup>という。

替女が立ち寄った先で流行り歌を教わるということもあつたと聞くから、その一例だったのかもしれない。

さらに、「女川飯田口説」のおせつにまつわる伝説として真称寺の七丈袈裟の伝説<sup>(23)</sup>があるが、それには富山の葉屋が登場する。

これらのことから、「女川飯田口説」は、様々な人の口を経て、おせつと喜右衛門に縁の深い宮城県・岩手県に定着し、時代と



共に変化していったものだと考えられる。

## Ⅱ. 西日本の盆踊り口説と「女川飯田口説」

「女川飯田口説」は、西日本の盆踊り口説に強い影響を受けている可能性がある。

本稿では、「女川飯田口説」と同一形式である七七七七の形の口説の詞章を対象に、検証してみたい。

比較検討するに当たって用いた資料は次の通りである。

まず、倉田隆延氏によって編まれた口説集『蒲江音頭口説集』

(一九七三)『西野浦音頭口説集』(一九七四)『広島県山県郡

千代田音頭口説集』(一九七五)<sup>(24)</sup>がある。いずれも、國學院大

學説話研究会夏季採訪の折に見た写本と聞き書きを元にして編

まれた口説集で、二十前後ずつ口説が収められている。

『芸備口説き音頭集成(上・中・下)』<sup>(25)</sup>は、上、中、下巻を合

わせのべ百種もの口説が五十音順で収められている。

以上が口説集として刊行されているもので、他に口説を収めて

いる文献も用いた。それが次の二冊である。

『奥備後の民俗』<sup>(26)</sup>は、奥備後の風俗・習俗、言語、芸能などといっ

た幅広い内容を知ることができるが、この中で三十三種の口説

を見ることができると。

『捨てたれ去る庄原地方民謡集』は「昭和四十七年十二月

毎日炬燵番退屈紛レニ書ク竹下多四郎 当八十九才」という奥

書をもつ筆写本で、仕事歌や田植歌、格言集といったものと共

に「明治時代盆踊会のくどき歌」として心中口説と鈴木主水口説が書かれている。

また、本稿では検討の対象としなかったが、『音頭口説集成(第

一〜第四卷)』<sup>(27)</sup>という大きな口説集がある。これは三六八種の

口説が五十音順で並べてあり、「女川飯田口説」も、「女川口説」

として『郷土の伝承』題二輯に掲載された詞章が取り上げられ

ている。成田守氏は「盆踊り口説考」、『盆踊りくどき』<sup>(30)</sup>の中で

口説の分類法を示しておられるが、その中で「女川飯田口説」

を「敵討物」「世話物・情話好色の内容のもの」に分類している。

## Ⅲ. 比較・検討

比較検討するに当たって、百四十一の口説を、歌いはじめ、

歌いおさめ、国・地域の言い表し方、主人公の描写方法、装束

の描写方法、年月日・時間の表現を基準として設けた。

これに則って見ていくと、語りはじめや語りおさめについて

は、一致するものは見受けられなかった。但し、「女川飯田口説」

の写本①④⑤の語りおさめの詞章と「西国御船印」(『西野浦音

頭口説)の語りはじめの詞章が一致していることは見逃せない。

次に国や地域の言い表し方は、三十九の口説にある「国は何

処よと尋ねてみれば／国は(国名)(郡名)の郡／村を申せば(村

名)よ」と、長短はあるもののこの形式も多い。「今度(地名)の」

という形と、長短はあるものの「女川飯田口説」の「国は奥州

桃生の郡／村を申せば女川村よ」に一致している。

人物の描写は、主人公を真先に述べるのではなく、まず住まう場所や家族の生業、家族の名前、そして最後にその口説の中心人物の名前、年齢や性格、容姿などについて述べていくという構成が多い。これもやはり「女川飯田口説」の形式と一致する。

装束の描写は、主人公の死への道行の前や、勝負をしに行く直前などに現れ、「下に着たるは（装束名）／上に着たるは（装束名）」と内側から順番に言っていく形式が多い。また、その次には、帯もしくは足袋に続くものが多いようだ。武器や駒といったものは大抵最後に述べられている。「女川飯田口説」では「はたに白きぬ羽二重。小袖 上二ちりめんたんの嶋よ帯は小とんすかいぎの羽織 足袋はもふるにぬりおのせきだ家のゆづりの大小持て おごそ頭巾で目斗出し」（写本①より）というように、同じ形式であらわれている。

年月日と言う表現は、「頃は（年月日・季節・行事）の頃よ」というものが多く、時刻については「夜／朝の（時間）」という表現が用いられている。

基準を設けた点以外にも、「硯引き寄せ墨すり流し／鹿の巻き筆小杉の紙に／思ふ恋路をさらりと書いて」（<sup>33</sup>）や「二世も三世も／また先の世も」（<sup>34</sup>）といった詞章は完全に一致しているし、③④にある「かねて奥様手裏剣上手」というのが、姉妹敵討ちの「白石口説」（『西野浦音頭口説集』<sup>35</sup>）にある「かねて手裏剣名人なれば」などから影響を受けた設定であった可能性もあるのではないか。

このように、西日本の盆踊り口説と「女川飯田口説」には大いに共通点が見受けられ、直接かどうかは定かではないにせよ、何らかの影響を受けて成立したものと考えられる。

しかしながら、盆踊り口説とは異なり、三味線や太鼓などの楽器が伴わない独唱形式であるという点や、盆踊りに用いられたいという事実も確認できていない。「女川飯田口説」と西日本の盆踊り口説を安易に結びつけることは大変危険である。また、「弓は袋におさまりければ」という詞章は御船歌にもあることなどから、他の歌謡や芸能からの影響も視野に入れてさらなる検討を重ねていかねばならない。

ただ、他地域、もしくは他の芸能から影響を受け、この「女川飯田口説」という長編の口説がつけられたということだけは間違いのないことと確信している。

### おわりに

口承が絶えてしまったものの研究の方法のひとつには、これまで述べてきたように文字テキストからの視点がある。

しかし、節を伴って語られた「女川飯田口説」を研究するためには、文字のみでは不十分であることは言うまでもない。

これからの口承文芸研究に必要になってくるのは、口承が絶えゆくものを視聴覚資料として残すことではないのか。

現在、日本各地で様々な「再生産」が行われていることは承知している。しかしそこには、祖先から伝えられていたはずの

「心」は失われているのではないか。

我々は将来のために伝承が伝えている、祖先から引き継がれてきた精神を将来に伝えてゆかねばならない。だが、それができないものがあるのだということを変更して認識し、それらをかたにして残していくかということも、今後考える必要があるのではないだろうか。

## 註

- (1) 宮城県図書館蔵本
- (2) 高倉淳編 『仙台藩刑罰記』 一九八八
- (3) 「別紙」は現在は失われている。
- (4) 大船渡市立図書館蔵本。八十四番「飯田能登様御奥方及家来日塔喜右衛門被尋候為、御町同心衆御廻候処相はまり手伝骨折りしは御褒美被下候事」(翻刻筆者)による。
- (5) 宮城県石巻市江林寺にある。せつの法名は「玉喚妙應信女」、喜右衛門の法名は「忍元得丹信士」。
- (6) 「永井史抄」刊行会 『永井村史抄』 一九八二
- (7) 横道廣吉編著・真田貞蔵監修 『水を引いた男』 一九九九 杜陵高速印刷出版部
- (8) 写本番号①③④の写本には「手裏劔上手」といった表現も見られる。
- (9) 写本により、場面が前後している。
- (10) 写本番号①④は「五穀成就安全に 弓袋に治まりけれハ 目出度かりけるしたひなり(一部④表記異なる)」③は「五穀成就の其あんせん 弓か袋に納めたり 千秋万歳ばん くぜい 目出度かれ共中々に 申斗はなかりけり」⑩⑪には「恋衣 あさきもよふを 染めさせん(染めさんせ) 紺しの色は 悪きとそしる」⑤は「おせつ喜右衛門の形見こそは残りけり 爰春に、ろ語りての飯田かな 末のみらへは 爰に残る(以下欠)」
- (11) 道行などは差異が大きい。今後検討が必要だろうが別稿に譲ることとする。
- (12) 北上町企画課『広報きたかみ』一九九四年十二月号「飯田家一族の供養際」の記事に詳しい。
- (13) 西田耕三編『女川飯田口説』考』一九九四 耕風社
- (14) 日本放送協会編『東北民謡集 宮城県』一九五九 日本放送出版協会
- (15) 氏は栃木県在住の中学校音楽科教諭。千石恒雄氏による「女川飯田口説」のカセットテープを譜に起こしたものは、筆者依頼による。
- (16) 川島秀一「女川口説」の伝承誌」西田耕三編『女川飯田口説』考』一九九四 耕風社
- (17・18) 一九九四年当時未発見だった資料である。書誌は次の通り。
- ③縦二十六センチメートル×横十七・二センチメートル 三十六丁。表紙には「文久三寅年 五月大安日 飯

田口説「全」とある。遊び紙の裏には「此口説本何方様え参り候ても名本次第に相尋御返し、宜敷奉願上候」、裏表紙には「書置もかたみとなれや筆の跡身はいっ□□花となるらん」とある。

⑤縦二十八センチメートル×横十五・五センチメートル。十三丁。表紙には「明治十六年正月吉日 女川口記」とある。裏表紙には「此書物何方え参り候ても、名本次第二御返し被成下度奉願上候」と書かれてある。これは、「女川飯田口説」の写本では③と⑤にのみ確認できるものである。

(19) 「女川飯田口説」の節は、十四音がワンフリーズである。よつて、一句を十四音とした。

(20) 「すくに其年霜月下向 其日いか成大□日ぞ 隠れ御座なきな、ぎだ面で 二丁四方二かきゆへ廻シ 内ニ立たるぬきみの鍵よ 今ぞとが人おそしとまじる □下面てニ其さだあらハ われもくくと見物なさる されハいとしや奥様事ハ 年もいかぬにあゆミも同じ 御ろふ前より馬へとのせて 心ほそくいましめられて しをはてでる泪のかほよ 泪ながして念佛申 刀無々引れて通り 念佛程かやな、ぎだはつれ おしよき場所ニも早なりけれハ そこで奥様馬よりおりて いがに馬子との頼が御座ル 是はろふやて心ニこめて しんきやうぬへたる御さやう是わ 向の御寺に治て 名をたすくる良に 寺の和尚様頼ミてたもれ ゑこふ頼と金子ヲ送り 代の残りを早取り出し 是わそなた

に酒振舞と 言ハ馬子衆わ押いだ、きて 急キ御寺へ治めてあれハ 来昔末代其名を残シ かぐれ御座らぬ念佛堂 □ もんほんたいおやのんきやうが 今においても治めて御座る 奥様四方詠メ なぜに喜右衛門此場二見得ぬ

扱わわしより後馬るか 此世わかれに横かほなりと 見たり見せたりあいたいのしや あわて死んたらなげぎてあるふ たつた一度ことはをかわし それで死んたらまよへハせまへ 馬の上より顔ふり上て。しばし詠て涙を流カシ をもいきれたる。奥様なれハ さすが奥様わかれにみれんを出せ ぜひも役人早立ち向ひ とがの次第を言わたされて さすか大とか奥様なれハ とがの□れぬはり付罪よ そこで奥様諸人に向ひ いかに申さん人々達よ わしを来昔の手本となして 親のゆるさぬいたつら事を 娘子供に言附さんせ さてわかうゆうつるぎの山よ 是をふ便ト皆々思ひ 廻向念佛頼申 名残おしいハ喜右衛門殿よ まなごふだいてかつぜうすれば しがのよふ成ル両はの鍵よ 弓手め手より早とふさる、次に喜右衛門御しうぎなれば しうラころせし大とが人と 七日さらして大ざり引よ 先わ十八丁あまりの御城下門さらして かくれ御座らぬ御しうぎ其場所に □て。ちか附馬より落て 是わ奥様御さいごなるか 嘸やなちかぬわねんであるふ 永き未来テれんごをわけて 式人諸の添者ならハ たとい此音でそわれぬ拙も 永き未来て又とけまじう これも諸人に

向 御見物衆御廻向頼ける 連中大聲上ケ 是わ式人の廻向の為に これも同向のは鍵よ □て式人をならくにをどす(写本①より抜粋。翻刻筆者)。御経のエピソードは後期のものにもあるが他の部分が欠落している。

- (21) 田辺希文ほか編『伊達家世臣家譜』第一卷(太刀上之部) 一九七五 宝文堂
- (22) 平成十七年度國學院大學大学院における伝承文学特論Ⅱ 講義にての須藤豊彦教授の談話
- (23) 陸前高田老人クラブ連合会編『三陸のむかしばなし』 一九八〇
- (24) 倉田隆延編『蒲江音頭口説集』一九七三・『西野蒲音頭口説集』一九七四・『千代田音頭口説集』一九七五
- (25) 広島女子大学国語国文学研究室編『芸備口説き音頭集成(上・中・下)』一九八〇～一九八一 溪水社
- (26) 山田次三『奥備後の民俗』一九七九 山田次三遺稿集刊行会
- (27) 成田守編『音頭口説集成(第一～第四卷)』一九九六～一九九八
- (28) 宮城県教育会編『郷土の伝承』一九八一 セイトウ社
- (29) 成田守「盆踊り口説考」白田甚五郎編『口承文芸の総合研究』一九七四 三弥井書店
- (30) 成田守『盆踊りくどき』一九七四 桜楓社
- (31) 註10に同じ
- (32) 「豊かなる 弓もふくろに治まる 御代の目出度かりけり」
- (33) 「兵佐口説」(『西野浦音頭口説集』)「お杉口説」(『芸備口説き音頭集成』)「佐兵衛くどき」(『蒲江音頭口説集』)などに見られる。
- 「硯引き寄せ墨すり流し 鹿の巻き筆小杉の紙に」と前半部分のものや「硯引き寄せ墨すり流し 麝香唐墨はやすり濁す」などバリエーションも豊富で、類例は多い。
- (34) 「平井権八小紫口説」(『お為半蔵』)「西野浦音頭口説集」(『平井権八小紫』)「芸備口説き音頭集成」などに見られる。
- (35) 註24に同じ
- 参考文献(出版年順・注に挙げたものは省略)
- 紫桃正隆『北上川下流地方 歴史の夜はなし』一九八〇 宝文堂
- 山本吉左右『くつわの音がざざめいて』一九八八 平凡社
- ダ・ダ・スコ編集室『ダ・ダ・スコ』一九九四年春号・一九九五年冬号 みちのく民芸企画
- 牛島富美二『村祭りの夜』二〇〇〇 竹林館
- (あべ・まさ／國學院大學大学院特別研究生)